

「九条俳句」市民応援団

「九条俳句」違憲国賠訴訟を市民の手で！ 実行委員会ニュースレター 2017/2/10
〒338-0011 埼玉県さいたま市中央区新中里 1-5-19-206 武内 気付
TEL 090-2173-2591 FAX 048-824-5626 MAIL contact@9jo-haiku.com
Vol.10



「九条俳句」市民応援団 検索
URL http://9jo-haiku.com

2017年。本番！今こそ「忬度」を問う。

3月10日、4月28日 いずれも 14時開廷(2時間半)

証人尋問続く(3月10日:公民館側3名 4月28日:公運審、原告)

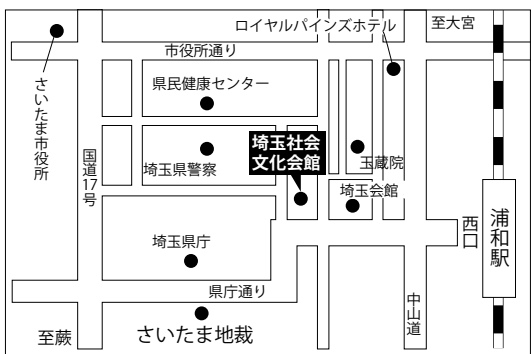
2017年は「九条俳句」結審年です。2014年6月の事件発生から3年を迎えます。この間の私達「市民応援団」の運動は、全国28都道府県から1100名を超える賛同者重厚な26名の弁護団社会教育関連4団体の学会、研究者集団に支えられ、何よりも「一人ひとりの声、行動を！」市民自らの運動として大きなうねりを作り出してきました。

「忬度」「政治的中立」「公共施設は誰のものか」など憲法の真の実現、活かすための勝利判決です。3月10日、4月28日の証人尋問裁判に今あらためて傍聴参加をお願いします。



三橋俳句会の皆さんの「九条俳句」
初閻魔 九条俳句を裁きけり
俳句訴訟 希望の年へ 初御空
結審年 望みふくらむ 大つごもり
大寒や 道理貫く 訴訟かな
大寒や 証人として 宣誓す

傍聴希望の方へ 3月10日、4月28日ともにさいたま地裁正面玄関に13時20分集合。ミニパレードあり。傍聴席を埋め尽くしましょう。傍聴抽選にもれた方は報告会会場で。傍聴入れ替えを予定しています。



第10回口頭弁論報告会

3月10日(金) 17:00～(裁判終了後)
埼玉社会文化会館(県庁東門前、社民党会館3F)

- 原告、弁護団より報告
 - ゲストスピーチ
 - 参加したみなさんの声、ひとこと。今後の展開
- ※証人尋問のため裁判時間が2時間半と長くなります。途中休憩時間時に傍聴人の入れ替え・交代を予定しています。

さいたま市浦和区高砂 3-37-5 電話 048-824-1426

これまでの経緯

| 2014年 | |
|--------|---|
| 6月上旬 | 東京・銀座で、集団的自衛権の行使容認に反対するデモ。それを見たさいたま市大宮区の女性(現原告)が「梅雨空に『九条守れ』の女性デモ」と詠む |
| 24日 | 三橋公民館で俳句教室の句会。互選で公民館だよりの7月号の掲載作品に「梅雨空に〜」の作品を選ぶ |
| 25日 | 三橋公民館「公民館の意見と誤解される恐れがある」と掲載拒否を連絡 |
| 30日 | 三橋公民館が、俳句コーナーを削除して7月号を発行 |
| 7月1日 | 政府、集団的自衛権の行使を認める閣議決定 |
| 4日 | 東京新聞が掲載拒否を報道 |
| 7日 | 事件を知った市民8人がさいたま市生涯学習センターに申し入れ ①許せない行為 ②文書で経過、再検討見直し ③次号への掲載をの3点を申し入れ。 センターは「掲載予定はない、公共施設としての判断だ」と回答 |
| 15日 | 市内外から批判が高まり、市教育委員会幹部が掲載の再検討を表明。「公民館だよりの掲載基準つくる」 |
| 17日 | 清水勇人さいたま市長、定例会見で「(掲載拒否は)おおむね適正だ」と発言 |
| 22日 | さいたま市教委が不掲載理由を説明 |
| 25日 | 「公民館だよりの掲載拒否」を考える市民の集い開催 120名参加 |
| 29日 | 稲葉康久・市教育長、定例会見で「今後も掲載しない」。公民館だよりの掲載基準について「世論を二分している内容の作品」は載せないと明言 |
| 8月 | 市民有志及びま地区労協が市議会に不掲載の撤回を求める請願を提出。 「俳句は文芸作品。掲載拒否は、学ぶ権利を保障する公民館の役割から逸脱する」として掲載拒否の撤回を求めた。 |
| 9月12日 | 市議会文教委員会、不掲載撤回を求める請願を継続審議と全会一致で決定 |
| 27日 | 俳句掲載拒否を考える市民の集い Part2開催。160名参加。7月25日の集いに続き、市教委の担当者の出席を求めたが今回も出席せず |
| 11月20日 | さいたま市教育委員会定例会。市民からの請願を受け、三橋公民館の掲載拒否問題を取り上げた。対応の是非の議論がないまま、稲葉教育長に対応を一任することを確認した。「俳句掲載拒否を考える市民の集い Part3」開催。 |
| 12月5日 | 市議会文教委員会、公民館だよりの不掲載撤回を求める請願を再び継続審議に |
| 10日 | 三橋公民館が示していた不掲載理由を訂正。法解釈の誤りを専門家から指摘されたため、社会教育法や市の広告掲載基準を根拠としたことを撤回する一方、掲載の要求には応じられないと文書で通知 |

| 2015年 | |
|--------|--|
| 3月16日 | 市教委で議論するよう請願を提出。稲葉教育長は「議題にしない」と明言 |
| 4月13日 | 有識者などをつくるさいたま市民館運営審議会が、掲載拒否の経緯を検証する第三者委員会の設置を市教委に要求。稲葉教育長は難色を示す。 |
| 6月10日 | 《九条俳句を考える》市民の集い開催。100名参加。 |
| 6月25日 | 公民館だよりの掲載拒否は憲法で保障された表現の自由の侵害。公民館だよりの掲載と精神的苦痛に対する損害賠償を求め作者がさいたま地裁に提訴 |
| 7月4日 | 「九条俳句」市民応援団スタート集会開催。さいたま市ふれあい館ホールに100名を超す市民が集まった。 |
| 9月25日 | さいたま地方裁判所101法廷で第1回口頭弁論。原告および弁護団が意見陳述を行った。裁判終了後報告会開催。100名参加 |
| 12月11日 | 第2回口頭弁論。さいたま市から第1回口頭弁論時に出された答弁書に反論しつつ、法的根拠を整理した陳述を弁護団が行った。報告会に100名参加 |
| 2016年 | |
| 1月29日 | 第3回口頭弁論。報告会に80名参加 |
| 31日 | 社会教育・コミュニティ施設を市民の手に取り戻すために 緊急シンポジウム |
| 3月25日 | 第4回口頭弁論・報告会 |
| 5月20日 | 第5回口頭弁論・報告会 裁判終了後、佛教館にて |
| 6月25日 | 「九条俳句」1周年の集い ドキュメント「ハトは泣いている」上映(140名) |
| 7月8日 | 第6回口頭弁論・報告会(80名) |
| 10月14日 | 第7回口頭弁論・報告会(70名) |
| 10月26日 | ドキュメント映画「ハトは泣いている」三橋公民館で上映(40名) |
| 11月3日 | 埼玉大で第1回「車座(暮らしと社会)ガク」・テーマ:「表現する」この意味で「ハトは泣いている」上映と交流(40名) |
| 12月9日 | 第8回口頭弁論・報告会 |
| 2017年 | |
| 1月20日 | 第9回口頭弁論(証人尋問)・報告会 |
| 3月10日 | 第10回口頭弁論(証人尋問)・報告会 |
| 3月19日 | 学習・表現の自由と社会教育シンポジウム(市民会館おみや) |
| 4月28日 | 第11回口頭弁論(証人尋問) |

インフォメーション

- 2月18日 国賠ネットワーク交流集会 (10時「ハトは泣いている」上映、午後佐藤一子氏講演、交流会など。水道橋スペースたんぼぼ)
- 2月19日 2・19総がかり行動一格差・貧困にノー!! みんなが尊重される社会を! (13時半〜日比谷野外音楽堂、集会后銀座デモ)
- 3月4日 安保法制・東埼玉違憲訴訟の会講演会 ダニー・ネフセタイさん(13時45分〜16時越谷市中央市民会館)
- 3月8日 安保法制違憲訴訟 第3回口頭弁論(10時浦和駅西口パレード、11時開廷、さいたま地裁)
- 3月10日 「九条俳句」第10回口頭弁論 公民館側証人尋問(13時半さいたま地裁前)
- 3月19日 「九条俳句」問題公開シンポジウム(13時さいたま市民会館おみや・小ホール)
- 3月24〜26日 戦後72年アジアとともにパネル展(コムナーレ9階・浦和駅東口パルコ階上)
- 3月30日 第2回車座くらしの社会から「働くこと」(15時埼玉大)
- 4月4日 埼玉市民ジャーナリズム講座3周年の集い 辛淑玉さん講演会 (18時半浦和東口パルコ9階浦和コミセン15集会室)
- 4月28日 「九条俳句」第10回口頭弁論 原告証人尋問(13時半さいたま地裁前)



「九条俳句」違憲国賠訴訟を市民の手で！ 実行委員会 (通称「九条俳句」市民応援団)
武内 暁(090-2173-2591) 前島英男(090-1668-6232)
佐藤一子、嶋田耕作(090-1328-3014) 石垣敏夫(090-4373-0937)
〒338-0011 埼玉県さいたま市中央区新中里1-5-19-206 武内 気付
URL http://9jo-haiku.com MAIL contact@9jo-haiku.com

くらしの中から政治を考える。傍聴、集い、もう一度。
●賛同者運動1000名目標(1口1000円)を(1000名まであと100名!)
●「九条俳句」募集中
●毎月25日は「九条俳句」デー
振込先 ゆうちょ口座 00150-7-634494「九条俳句」市民応援団

「大寒に道理つらぬく 訴訟かな」

佐藤一子氏補佐人陳述、俳句会代表代行の証言・爽やかに

第9回口頭弁論

1月20日午後2時、第9回口頭弁論期日が開かれました。今回から3回の期日に分けて、事件の当事者・関係者の方々から、裁判所で直接お話を聞く、尋問という手続きが執られることになっています。まず、佐藤一子先生が補佐人として、意見を陳述されました。

「補佐人」という制度は、あまり使われることのない珍しい制度で、その事件を審理する際に専門的知識が必要な場合に、専門家を裁判所に呼び、専門的な内容を分かりやすく説明してもらうことができる制度です。

この訴訟は、「社会教育」についての知識が必要不可欠で、専門家の佐藤先生から、この点について、分かりやす

く、かつ力強くご説明をしていただきました。佐藤先生のご説明に対し、被告代理人からいくつか質問がされましたが、さすが佐藤先生は、簡潔にかつ、論理的にお答えになり、こちらの主張をさらに裏付けるようなお話をしてくださいました。

次に、本件俳句掲載が拒否されたときの代表代行人の証人尋問が行われました。尋問という手続は、その証人を呼んだ側からの質問（主尋問）、相手方からの質問（反対尋問）、裁判所からの質問（補充質問）の順に行われます。

代表代行人の主尋問は、私近藤が担当致しました。代表代行人からは、俳句を学ぶようになって、普段の生活でも色々なことに関心を持つようにな

ったこと、句会の活動によって他のメンバーの意見を聞くことができてさらに勉強が深まること、公民館だより

に載ることで句会のメンバー以外の人も俳句に興味を持つてくれたこと、など、まさに「社会教育」の「自己学習」と「相互学習」を体現している、素晴らしいエピソードをたくさんお話いただきました。本

当であれば、時間をたくさん取って、もつともつとお話いただきかけたのですが、裁判所から与えられた持ち時間が30分だったので、泣く泣く尋問を終了させることとなりました。代表代行人は、裁判の場でも、かつ、被告代理人や裁判所からの質問であっても、全く臆することも緊張される

こともなく（少なくとも、私からはそう見えました）、堂々とご自身の言葉で、お話をし

てくださいました。裁判所にも、社会教育の重要性が少しは伝わったのではないかと思います。

続いて、公民館だよりに俳句を載せることになった際の公民館の職員である平塚氏の尋問が行われました。この反対尋問は小内弁護士が担当致しました。主尋問と異なり、

反対尋問は、事前に打ち合わせもできず、相手が何を話すのかが分からないため、準備が大変ですが、この尋問においては、公民館だよりの編集が、公民館職員の個人的な意

図で全員が傍聴できました。傍聴席43人に60名競争率一・三倍でした。通常には無い、休憩時間に交替が出来たので全員が傍聴できました。

見ただけでなされているわけではないことを一定程度示すことができたと思います。

今回は、三橋公民館職員、三橋公民館長及び桜木公民館長の尋問です。今回のさい先の良いスタートの勢いそのまに、次回以降も良い尋問ができるよう、弁護団一同力を合わせて頑張ってください。

今後とも、裁判の傍聴や報告集会への参加など、引き続きのご支援よろしくお願致します。（弁護団 近藤里沙）

第9回口頭弁論・報告会

口頭弁論

証人尋問は約三時間に及ぶので、待合いの時間のために囲碁・将棋・映画等の準備をしました。感動に満ちた歴史的な法廷で、報告会も感動的でした。

報告会

九条俳句応援団代表の挨拶後に弁護団・久保田弁護士より全体集約の説明があった。

原告を助ける役割（補佐人）として佐藤一子（東大名誉教授）さんが40分間パワポを使って陳述。代表代行人は証人として被告代理人から質問

されても、即答して逆に原告側に有利に導いた。また、尋問の練習を三回もやって苦労されたがスムーズで、完璧な内容だったと絶賛されました。

谷川弁護士（証人担当弁護士）
俳句会で学ぶ意義とか、勉強してどのようなものが自分の糧になるとか、掲載拒否された最初の電話でのやり取りをなど、事実に基づいて問答形式で証言していただきました。相手側の尋問で予測できなかった点も落ち着いて話され尋問は成功した。

小内弁護士（被告側証人への反対尋問）
俳句掲載をはじめた元職員への尋問に立ちました。反対尋問にあたっては獲得目標を

たて、提出された書面を精査して、有利になる質問をします。一つの例として公民館だよりを、印刷する前に4名で回覧するとなっていたが、「館長」が抜けていたのを尋問で館長了解の確認できたなど、獲得目標達成できました。

俳句会の二人

・代表代行人の立派な弁論で感動的な法廷になりました。佐藤先生は大変なお仕事だったので先生に代わって一句詠みました今日は大寒ですが法廷は熱いものがあつたと思いい心を込めた一句です。「大寒に道理つらぬく 訴訟かな」

・ここまで来てやっと、テレビで観る法廷のようになって来たなーと思いました。何回か、続くと思いますが弁護士さん・応援団と共に勝訴を目指して頑張ります。

今後の尋問担当弁護士
佐藤弁護士 3月10日佐藤桜木公民館長の尋問を担当
石川弁護士 3月10日に付度の張本人、三橋公民館職員を担当

佐藤先生の陳述書作りを手

伝いながら、弁護士の意向をくみ取ってもらい、多くの市民の声で訴訟の意義を裁判所に強く認識させることが出来たと思います。

川原弁護士 4月28日原告と安藤証人の尋問を担当

陳述の感想

補佐人 佐藤一子氏

陳述書はA4・17頁。石川・野村両弁護士と精査しパワーポイントを届けたのは裁判当日の20日朝でした。弁護団の仕事は全て緻密な作業で計算づく。違った世界で緊張の日々でした。

陳述では社会教育の全体像、特に公民館の大切さをリアルに伝えたくて事例を多く取り上げました。文芸欄の編集はどうされているのか10館ぐらいいに問い合わせたことで、公民館を再認識しました。どの館も俳句・短歌・川柳については間違いなく載せる、指導者については尊敬が深く、公民館が口を挟めるものではないとの認識で編集しているという生の声を話しました。

公共施設は表現の自由と学

ぶ自由を保障する場なのに、事件が起きている。この訴訟で「学ぶ環境を保障する問題」が法曹界で議論・弁論された意義は大きい。

代表代行（当時）

全てが初めての体験です。俳句の先生から「人生の終盤を学べ」と言われたけど、今日が一番重く、からだ中から力が抜けたがホットしています。どの位続くか分からないけど「私たちはやりぬいた、やり切ったのだ」と堂々と言えるように頑張っています。（割れんばかりの拍手）

会場から

○代行に感激して抱きついてしまった。65歳になりますけど87歳で証言する姿から、自分もやれると思いい大切な財産になりました。

○被告弁護士が何を知らなかったのか？ また、公民館だよりに最初に掲載した職員を証人にして何か得るところあったのですか？

谷川弁護士「俳句会が選んだのは政治的意図があっ

たのではないか」と言いたかったのかも？

小内弁護士「平塚さん一人でやっていただけと証明したかったのではないのか？

○1940年1月30日京都大学の俳句会で白扇は「戦争が廊下の奥に立っていた」で弾圧されたのです。九条俳句もその延長線です。戦争の反省がないまま来てしまった。九条俳句の様な俳句にまで今きた。一句「九条 逝く白扇の 居る雪の廷」

○学校の後輩に話します。
4月28日に証人台に立ちます。

お二人の証言があつたのですが「美しい」とつくづく思っただ、佐藤先生が、「公民館から九条を排除するの！」と厳しく話された。小林さんと近藤さんとの話は、日常の二人の自然のやり取りで、学びの活動が浮上したし、非常に大事なことです。会話を文字にして学生に示したい。
（市民応援団 嶋田）

たのは政治的意図があっ